

「日本遺産パンフレット作成事業」業務委託仕様書

1 業務の名称

日本遺産パンフレット作成事業

2 業務の目的

平成27年度に認定を受けた日本遺産「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」は、認定から3年目にあたる平成29年度に、日本遺産を核とした観光キャンペーン「日本遺産 滋賀・びわ湖 水の文化ぐるっと博（以下、「ぐるっと博」という。）」を開催した。

日本遺産を構成する地域を中心に、「ぐるっと博」の開催期間中に日本遺産を活用したまちあるきプログラムや体験プログラムが展開された。

こうした取り組みの成果を活かし、地域の旅行関連事業者等による主体的な日本遺産の活用につなげることで、今後も日本遺産を核に継続して旅行者の誘客につなげることを目的に、各種プログラムやモデルコース等を掲載したパンフレットを作成する。

さらに、平成27年度の認定以降、構成地域および構成文化財が追加されたことで日本遺産としてより一層深みが増した本ストーリーを紹介し、旅行者の誘客につなげる。

3 契約期間

契約締結日から平成30年10月31日まで

4 業務内容

本業務では、日本遺産「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」の構成文化財の情報や日本遺産を中心とした地域の各種プログラムやモデルコース等を掲載し、日本遺産を観光地として紹介し、滋賀県への誘客につなげるパンフレットを作成する。具体的な業務内容は以下のとおりとする。

ア) 作成仕様

- ①体 裁：A4判、中綴じを基本の体裁とすること。
- ②構成ページ：20～28ページ程度を想定している。
- ③用 紙：再生コート紙73kg程度（グリーン購入法に適合のこと）
- ④色 数：両面カラー4C
- ⑤言 語：日本語
- ⑥部 数：20,000部

※最低作成部数とする。

イ) 想定する掲載内容

別添資料（日本遺産「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」）を踏まえ、パンフレットに掲載する情報は以下の情報とし、ページ構成・デザイン等は提案すること。

○日本遺産概説・ストーリー

- ・日本遺産「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」を概説やストーリー（サブテーマ：「水と暮らしの文化」、「水と祈りの文化」、「水と食文化」）を説明する。

○県域MAP

- ・構成文化財の位置関係が分かるものとし、県域の概略地図にマッピングしたもの。また、構成文化財以外に本パンフレットに掲載する情報についても同様にマッピングすること。
- ・位置関係が明確になるよう、主要な交通情報（鉄道路線・駅や道路路線・ICなど）も必要に応じて掲載すること。

○構成文化財およびプログラム情報

- ・全ての構成文化財の情報を掲載し、地域（10市）別に分類して掲載する。
- ・日本遺産に関連する地域のまちあるきプログラムや体験プログラムを掲載する。掲載するプログラムは「ぐるっと博」の開催期間中に展開され、今後も継続的に展開されるプログラムを基本とするが、新たに造成されたプログラムがあれば、積極的に掲載する。
- ・複数の地域間で展開される周遊プログラムやモデルコースなども積極的に掲載する。
- ・掲載内容は基本的には日本遺産に関連するものとするが、日本遺産への誘客に繋がる情報であれば、日本遺産に直接的な関連性がなくとも掲載して差し支えない。
- ・各地域（10市）のページ数は、同一とする必要はなく、構成文化財の数やプログラムの内容に応じて、増減しても構わない。
- ・観光として訪問するのに必要な基本情報（アクセス情報、拝観時間など）も必要に応じて掲載すること。

※「ぐるっと博」で展開されたプログラムについては、「日本遺産 滋賀・びわ湖水の文化ぐるっと博」の公式ウェブサイトを参照。

公式ウェブサイト (<https://nijitabi.biwako-visitors.jp/>)

○食文化情報

- ・「水と食文化」の情報として、伝統漁法（ヤナ漁、オイサデ漁、エリ漁）や湖魚を用いた伝統的な郷土食（湖魚料理等）を紹介する。
※ここでいう湖魚とは、琵琶湖八珍（ビワマス、ホンモロコ、コアユ、イサザ、ニゴロブナ、ウロリ、ハス、スジエビ）とする。
- ・食に関連するプログラムを掲載する。

○その他

- ・上記の情報以外に、本事業の目的の達成および日本遺産のPRに繋がる情報等があり、掲載する場合は、提案すること。

ウ) 注意事項等について

○デザイン・レイアウトについて

- ・日本遺産「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」がイメージできるデザインとすること。
- ・各ページが統一性のとれたものとし、構成文化財や各種プログラムをPRし、旅行者の誘客に繋がるようなデザインとする。
- ・パンフレットラックへの配架を意識したデザインとすること。
- ・パンフレットには、日本遺産のロゴマーク（文化庁・琵琶湖版併記）を掲載すること。ロゴマークの使用にあたっては、「使用マニュアル」に準拠すること。

○その他について

- ・推進協議会、滋賀県、公益社団法人びわこビジターズビューローおよび関係自治体（関係市観光協会）等が、内容の変更を伴わない範囲で成果物に掲載される情報等を使用することについて、無償かつ制限を受けずに使用できること。

5 業務の進め方

（1）実施体制

- ・受託者は、あらかじめ実施体制を本推進協議会に提出するものとし、本推進協議会および各市等に協力を求める事項がある場合または地域協議会が実施する事項等を整理したうえで、役割分担を明示すること。
- ・各種プログラムについては、各市（地域協議会）および観光協会等と調整し、掲載内容を検討し、推進協議会に確認すること。
- ・本業務の実施あたっては、推進協議会および各市（地域協議会）・観光協会等と調整しながら進めること。

（2）進捗管理

- ・受託者は事業計画（実施スケジュール）を提出し、本推進協議会の承認を得ること。
- ・事業計画に基づき適切に進捗管理を行い、定期的に報告すること。
- ・事業計画に変更が生じた場合、事業の進捗に遅れが生じた場合等は、遅滞なく本推進協議会に報告・協議すること。
- ・本推進協議会が、事業の進捗状況等への報告を求めた場合は、遅滞なくこれに応じること。

（3）掲載内容の確認

- ・掲載内容については、地域協議会および観光協会等が提案するプログラムから選択し、推進協議会と調整のうえ掲載内容を決定すること。
- ・校正に関しては、適切な回数を行うものとし、必ず色校正も行うこと。

6 成果物

（1）納入物・納品先

ア) パンフレット

- ・作成部数 20,000部

イ) パンフレットの電子データ

- ・パンフレットの全ての電子データ（PDFおよびイラストレータ）

（2）納入先・納入期限

ア) 納入先

- ・日本遺産「水の文化」ツーリズム推進協議会事務局
大津市打出浜2-1 「コラボしが21」6階
（公社）びわこビジターズビューロー内

イ) 納入期限

・平成30年10月31日(水)

7 その他

ア 受託者は、業務上知り得た個人情報等を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

イ 成果物の所有権、著作権、利用権は本推進協議会に帰属するものとし、著作者人格権は、本推進協議会に対し行使しないものとする。なお、成果物等に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。(成果物の権利にあたって、第三者が保有し、本推進協議会に帰属することができない権利がある場合は、あらかじめ本推進協議会に報告すること。)

ウ 本業務により得られた成果物および資料、情報等は、本推進協議会の許可なく他に公表、貸与、使用、複製、漏洩をしてはならない。

エ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うとともに、これに対する経費は受託者の負担とする。

オ この仕様書について、疑義が生じたときまたは定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本推進協議会と協議するなど、綿密な連絡を保ちながら事業を遂行すること。

カ 受託者は、事前に本推進協議会の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。

キ 業務委託料の支払いは精算払とする。

(参考)

《推進協議会・10市の問合せ先／調整先》

日本遺産「水の文化」 ツーリズム推進協議会		大津市打出浜 2-1「コラボしが 21」6階 ((公社)びわこビジターズビューロー内)	077-511-1532
大津市	観光振興課	大津市御陵町 3-1	077-528-2756
彦根市	観光企画課	彦根市元町 4-2	0749-30-6120
近江八幡市	文化観光課	近江八幡市桜宮町 2 3 6	0748-36-5573
高島市	観光振興課	高島市新旭町北畑 5 6 5	0740-25-8040
東近江市	観光物産課	東近江市八日市緑町 1 0-5	0748-24-5662
米原市	商工観光課	米原市春照 4 9 0-1	0749-58-2227
長浜市	観光振興課	長浜市八幡東町 6 3 2	0749-65-6521
草津市	商工観光労政課	草津市草津 3-1 3-3 0	077-561-2351
守山市	商工観光課	守山市吉身 2-5-2 2	077-582-1131
野洲市	商工観光課	野洲市小篠原 2 1 0 0-1	077-587-6008

《観光協会等の問合せ先／調整先》

(公社)びわ湖大津観光協会	大津市御陵町 2-3 市民文化会館内	077-528-2772
(公社)彦根観光協会	彦根市本町 1-1 2-5 ひこね街なかプラザ内	0749-23-0001
(一社)近江八幡観光物産協会	近江八幡市為心町元 9 白雲館内	0748-32-7003
(公社)びわ湖高島観光協会	高島市新旭町旭 1-1 0-1 高島市観光物産プラザ 1階	0740-33-7101
(一社)東近江市観光協会	東近江市八日市緑町 2 5-4 東近江市役所東庁舎内	0748-29-3920
米原観光協会 (市商工観光課内)	米原市春照 4 9 0-1	0749-58-2227
(公社)長浜市観光協会 (市観光振興課内)	長浜市八幡東 6 3 2	0749-65-6521
草津市観光物産協会 (市商工観光労政課内)	草津市草津 3-1 3-3 0	077-566-3219
守山市観光物産協会	守山市吉身 3-1 1-4 3	077-582-1266
野洲市観光物産協会 (市商工観光課内)	野洲市小篠原 2 1 0 0-1	077-587-3710